

確定申告や住民税の申告の際に、これまで農業所得標準を適用してきた人について、平成 18 年分の申告からは、収入金額から必要金額を差し引く「**収支計算**」で農業所得を計算することになります。

販売代金が振り込まれる口座の通帳や出荷伝票など収入金額の分かる書類と、請求書や領収書など必要経費の分かる書類を保存し、ノートなどに記帳することが大切です。

収支計算には、記帳と書類の保存が大切です

◎収支計算のしくみ

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

◎保存する書類

- ・収入金額の分かる書類 出荷伝票や仕切書など
- ・必要経費の分かる書類 請求書や領収書など

※上記以外にも販売代金の入金や肥料代金などが引き落とされる口座の通帳や農協などからの出荷や購買代金の明細書も必要です

農産物の家事消費などの目安となる金額（記帳簡素化のための基準金額）についても、農業所得標準の廃止と併せて平成 18 年から廃止されましたのでご注意ください。

※詳細については、関税務署 個人課税部門 電話 0575・22・2237 へ

農業所得標準は
廃止されました

税務課からのお知らせ

みのかも

市政ニュース

税 務 課
内線 214



ご協力ありがとうございました

「みのかもクリーン作戦」のお礼

「みのかもクリーン作戦」（9月10日(日)）は、皆さまのご協力により無事終了しました。「美しいまち美濃加茂市」を目指し、今後も皆さまのご協力をお願いします。

収集されたごみは、可燃物 3 トンをはじめ不燃物や粗大ごみなど合計約 21 トンもありました。



環境課 内線 306

ご協力をお願いします

燃えるごみの

収集を行いません

11月4日(土)は、ささゆりクリーンパーク全施設の電気設備年次点検のため、ごみの搬入ができません。そこで、次の地区の可燃ごみ収集は行いませんので、集積所へ出さないよう、ご理解とご協力をお願いします。



【収集を行わない地区】

- | | |
|--------|--------|
| ・山之上地区 | ・蜂屋地区 |
| ・加茂野地区 | ・伊深地区 |
| ・三和地区 | ・下米田地区 |

環境課 内線 303